年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県立　 　　　　学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　〇　〇　　 〇　〇

年度　岡山県立　　学校　部活動に係る活動方針

１　本校に設置する部活動

２　目　標

　（１）※部活動が、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである事を踏まえ、部活動を

通して、生徒に何を身につけてほしいのか等を記載すること。

　（２）

　（３）

３　部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

　（１）休養日

　（２）活動時間

　（３）

　（４）

４　その他

　（１）体罰・ハラスメント等を根絶するための取組

　（２）

　（３）

令和５年４月３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県立〇〇〇〇学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　〇　〇　　 〇　〇

令和５年度　岡山県立〇〇〇〇学校　部活動に係る活動方針

１　本校に設置する部活動

　（１）運動部活動（３０　うち男子１６、女子１４）

陸上競技（男女）、水泳（男女）、バスケットボール（男女）、バレーボール（男女）、卓球（男

女）、ソフトテニス（男女）、 ハンドボール（男女）、サッカー（男子）、バドミントン（男女）、

柔道（男女）、ボート（男女）、剣道（男女）、弓道（男女）、テニス（男女）、 登山（男女）、硬

式野球（男子）

　（２）文化部活動（１３）

演劇部、合唱部、吹奏楽部、ダンス部、放送部、書道部、美術部、文芸部、囲碁将棋部、

かるた部、 茶道部、華道部、ＥＳＳ部

２　目　標

　（１）生徒が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を養う。

　（２）興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

　（３）健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。（運動部）

３　部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

　（１）休養日

・原則、毎週水曜日は完全休養日とし、週末は、土日のどちらかを休養日とする。ただし、

別紙に定める部活動については例外とする。

・大会や地域の催し等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ、活動から前後１週

間以内のいずれかの日に振替休養日を設けることとする。

・定期テストの１週間前からは、活動を行わない。

・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動を行わない。

　（２）活動時間

・平日は長くとも２時間程度、休業日は３時間程度とする。ただし、別紙に定める部活動につ

いては、例外とする。

・朝練習は、原則行わない。

・大会やイベント前など、一時的に活動時間の延長が必要な場合や、朝練習を実施する場合は、

事前に校長の許可を得ることとする。（原則、大会やイベントの１週間前に限る。）

 ・下校時刻を厳守する。（〇〇時〇〇分 完全下校）

　（３）遠征・合宿

　　　　・遠征や合宿を実施する際は、１週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。

（４）大会参加

 ・大会参加は、中(高)体連主催大会及び中(高)文連主催大会への参加を原則とするが、その他

の団体が主催する大会や地域の催し等への参加及び他の部活動の応援への同行については、

事前に校長の許可を得ることとする。

４　その他

　（１）体罰・ハラスメント等を根絶するための取組　**※この項目は必ず記載すること**

・顧問は、生徒の成長をサポートするための指導に努め、いかなる理由があっても、体罰・ハ

ラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメ

ント等のない指導を徹底する。

 ・年２回（○、○月）、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

　（２）部活動顧問会議（研修会の実施等）

・年度始めに顧問会議を実施し、学校教育目標に沿った部活動の方針について、共通理解を図

ることとする。

・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、部活動が生徒にとってよりよい環境となるよう、

適切な指導に向けた研修や情報共有を図る。

（３）部費の取扱い

・部費や部活動に係る生徒からの集金の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュア

ルに基づく）こととし、適切に管理する。

・決算報告については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。

 （４）その他

 ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停

止させることがある。

 ・顧問は、部活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。

・また、部活動通信等で保護者にも活動計画や活動実績の報告を行い、部活動への理解と協力

を得ることができるように努める。

（別紙）

「令和５年度　岡山県立〇〇〇〇学校　部活動に係る活動方針」例外規定

〇　活動方針の「３（１）休養日」について、次のとおりとする。

ア 本校の特色づくりの観点から、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分

配慮することで、休養日を週当たり１日以上とすることを認める。

 〇〇部

　　 〇〇部

イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適性や、 健

康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり１日以上とすることを認める。

 〇〇部

　　 〇〇部

〇　活動方針の「３（２）活動時間」について、次のとおりとする。

　　特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では３時間程度、休業日は４時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は１６時間程度とする。

〇〇部

〇〇部

〇　これらの規定はあくまで例外であり、今後、原則的な取扱いに向けて、定期的・継続的に協議を

　行うものとする。